

継続教育取組実績(CPD)の評価 【配置予定技術者(主任・照査)】

○配置予定技術者が、補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書(写し)が有り、**補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位**を満たしている場合に評価する。

※照査技術者は技術点算出段階のみ

○CPD取得ポイントの証明は、公示日から過去1年以内または、公示日以降に発行されたものとし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。なお、「公示日から過去1年以内」は公示日の1年前の日を含まず、公示日を含む。

○評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は切り上げるものとする。

【補償コンサルタントCPD制度の概要(補償コン協会HPのリンク)】

https://www.jcca-net.jp/cpd/cpd_gaiyo.pdf